７．そ　の　他

（１）工事写真

請負者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を**写真管理基準**により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに**提示**するとともに、工事完了時に**提出**しなければならない。

（２）ＩＣＴ活用工事

ＩＣＴ活用工事の出来形管理は、愛知県の定める「ＩＣＴ活用工事(土工)実施要領」、「ＩＣＴ活用工事(舗装工)実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工））実施要領」、「ＩＣＴ活用工事(河川浚渫)実施要領」、「ＩＣＴ活用工事(作業土工(床堀))実施要領」、「ＩＣＴ活用工事(付帯構造物設置工)実施要領」、「ＩＣＴ活用工事(法面工)実施要領」、「ＩＣＴ活用工事(地盤改良工)実施要領」、「ＩＣＴ浚渫工（港湾）実施要領」、「ＩＣＴ基礎工（港湾）実施要領」、「ＩＣＴブロック据付工（港湾）実施要領」及び「ＩＣＴ海上地盤改良工：床掘工・置換工編（港湾）」の規定によるものとする。

（３）施工箇所が点在する工事について

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督員と**協議**しなければならない。

（新）

７．そ　の　他

（１）工事写真

請負者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を**写真管理基準**により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに**提示**するとともに、工事完了時に**提出**しなければならない。

（２）ＩＣＴ活用工事

ＩＣＴ活用工事の出来形管理は、愛知県の定める「ＩＣＴ活用工事(土工)実施要領」、「ＩＣＴ活用工事(舗装工)実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工））実施要領」、「ＩＣＴ活用工事(河川浚渫)実施要領」、「ＩＣＴ活用工事(作業土工(床堀))実施要領」、「ＩＣＴ活用工事(付帯構造物設置工)実施要領」、「ＩＣＴ活用工事(法面工)実施要領」、「ＩＣＴ活用工事(地盤改良工)実施要領」、「ＩＣＴ浚渫工（港湾）実施要領」、「ＩＣＴ基礎工（港湾）実施要領」及び「ＩＣＴブロック据付工（港湾）実施要領」の規定によるものとする。

（３）施工箇所が点在する工事について

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督員と**協議**しなければならない。

（旧）

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	1 土工	4 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	基　準　高　▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	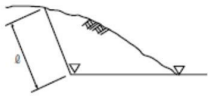	
						法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	-200				
							ℓ≧５ｍ	法長－４％				
3 工事共通編	1 土工	4 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	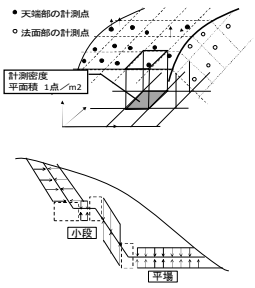	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	1 土工	4 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	基　準　高　▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	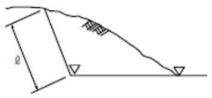	
						法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	-200				
							ℓ≧５ｍ	法長－４％				
3 工事共通編	1 土工	4 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	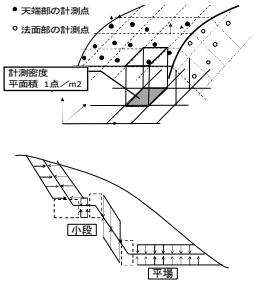	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	1 土工	4 河川・海岸・砂防土工	3		掘削工 （水中部） （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫）（案）」、「施工履歴ﾃﾞｰﾀを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。		
						平場	標高較差	±50	±300			
						法面 （小段含む）	水平または標高較差	±70	±300			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	1 土工	4 河川・海岸・砂防土工	3		掘削工 （水中部） （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編」に基づき 出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。		
						平場	標高較差	±50	±300			
						法面 （小段含む）	水平または標高較差	±70	±300			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	1 土工	4 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	基　準　高　▽		-50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	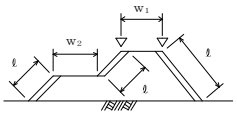	
						法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	-100				
							ℓ≧５ｍ	法長－２％				
						幅　w_1，w_2		-100				
3 工事共通編	1 土工	4 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	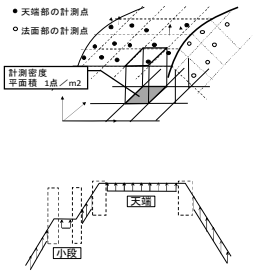	
						天端	標高較差	-50	-150			
						法面 4割＜勾配	標高較差	-50	-170			
						法面 4割≧勾配 （小段含む）	標高較差	-60	-170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ１に対する、水平方向の長さＸをＸ割と表したもの						

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	1 土工	4 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	基　準　高　▽		-50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	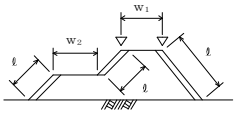	
						法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	-100				
							ℓ≧５ｍ	法長－２％				
						幅　w_1，w_2		-100				
3 工事共通編	1 土工	4 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	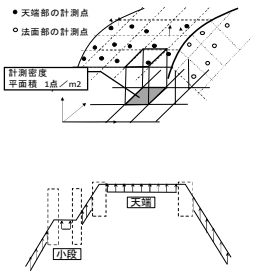	
						天端	標高較差	-50	-150			
						法面 4割＜勾配	標高較差	-50	-170			
						法面 4割≧勾配 （小段含む）	標高較差	-60	-170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ１に対する、水平方向の長さＸをＸ割と表したもの						

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	1 土工	4 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高 ▽		-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	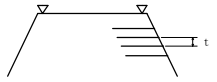	
						厚さ t		-50			
						控え長さ		設計値以上			
					補強土壁工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	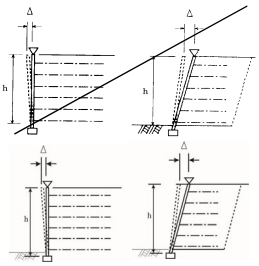	
						高さ h	h＜３m	-50			
							h≧３m	-100			
						鉛直度 △		±0.03hかつ ±300以内			
						控え長さ		設計値以上			
						延長 L		-200	１施工箇所毎		
3 工事共通編	1 土工	4 河川・海岸・砂防土工	5		堤防天端工	厚さ t	t＜15cm	-25	幅は、施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき１ヶ所、200m以下は２ヶ所、中央で測定。	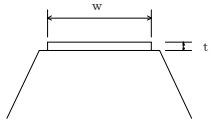	
							t≧15cm	-50			
						幅 w		-100			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	1 土工	4 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高 ▽		-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	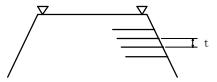	
						厚さ t		-50			
						控え長さ		設計値以上			
					補強土壁工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	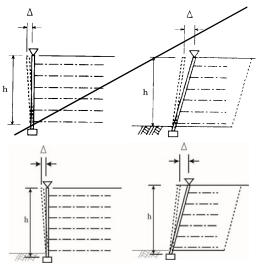	
						高さ h	h＜３m	-50			
							h≧３m	-100			
						鉛直度 △		±0.03hかつ ±300以内			
						控え長さ (補強材の設計長)		設計値以上			
						延長 L		-200	１施工箇所毎		
3 工事共通編	1 土工	4 河川・海岸・砂防土工	5		堤防天端工	厚さ t	t＜15cm	-25	幅は、施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき１ヶ所、200m以下は２ヶ所、中央で測定。	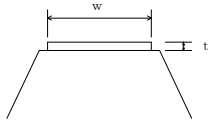	
							t≧15cm	-50			
						幅 w		-100			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	1 土工	5 道路土工	2		掘削工	基　準　高　▽		±50		施工延長40mにつき１ヶ所、延長40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	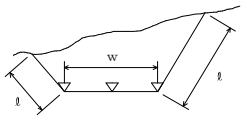	
						法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	-200				
							ℓ≧５ｍ	法長－４％				
						幅　w		-100				
3 工事共通編	1 土工	5 道路土工	2		掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	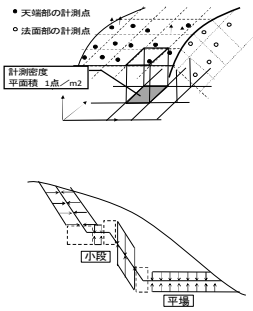	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			
						法面 （軟岩Ⅰ） （小段含む）	水平まはた標高較差	±70	±330			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	1 土工	5 道路土工	2		掘削工	基　準　高　▽		±50		施工延長40mにつき１ヶ所、延長40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	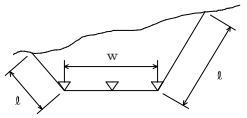	
						法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	-200				
							ℓ≧５ｍ	法長－４％				
						幅　w		-100				
3 工事共通編	1 土工	5 道路土工	2		掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	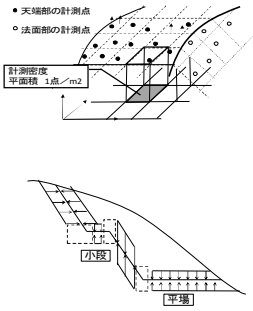	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			
						法面 （軟岩Ⅰ） （小段含む）	水平まはた標高較差	±70	±330			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	1 土工	5 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	基　準　高　▽		±50		施工延長40mにつき１ヶ所、延長40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	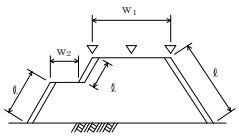	
						法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	-100				
							ℓ≧５ｍ	法長－２％				
						幅　w_1，w_2		-100				
3 工事共通編	1 土工	5 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	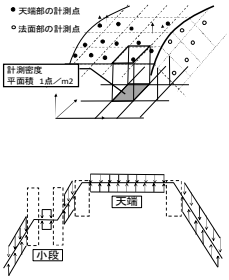	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	標高較差	±80	±190			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	1 土工	5 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	基　準　高　▽		±50		施工延長40mにつき１ヶ所、延長40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	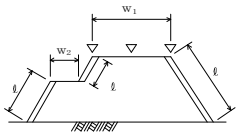	
						法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	-100				
							ℓ≧５ｍ	法長－２％				
						幅　w_1，w_2		-100				
3 工事共通編	1 土工	5 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	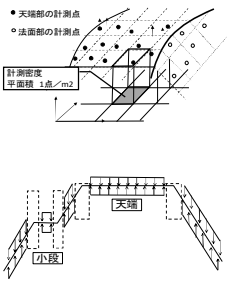	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	標高較差	±80	±190			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	6		縁石工 （縁石・アスカーブ）	延　　長　L		-200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	7		小型標識工	設 置 高 さ H		設計値以上	１ヶ所／１基	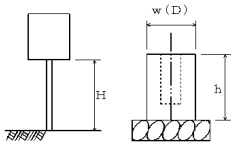	
						基礎	幅　w　（D）	-30	基礎１基毎		
							高さ　　h	-30			
							根入れ長	設計値以上			
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	8		防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	基礎	幅　　w	-30	単独基礎10基につき１基、10基以下のものは２基測定。測定箇所は１基につき１ヶ所測定。	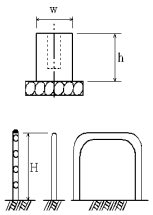	
							高　さ　h	-30			
						パイプ取付高 H		+30 -20	１ヶ所／１施工箇所		
						パイプ取付延長 L		設計値以上	１施工箇所毎		
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	9	1	路側防護柵工 （ガードレール）	基礎	幅　　w	-30	１ヶ所／施工延長40m 40m以下のものは、２ヶ所／１施工箇所。	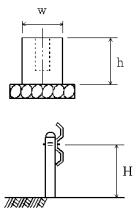	
							高　さ　h	-30			
						ビーム取付高 H		+30 -20	１ヶ所／１施工箇所		
						ビーム取付延長 L		設計値以上	１施工箇所毎		

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	6		縁石工 （縁石・アスカーブ）	延　　長　L		-200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	7		小型標識工	設 置 高 さ H		設計値以上	１ヶ所／１基	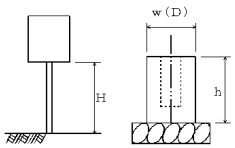	
						基礎	幅　w　（D）	-30	基礎１基毎		
							高さ　　h	-30			
							根入れ長	設計値以上			
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	8		防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	基礎	幅　　w	-30	単独基礎10基につき１基、10基以下のものは２基測定。測定箇所は１基につき１ヶ所測定。	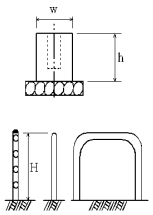	
							高　さ　h	-30			
						パイプ取付高 H		+30 -20	１ヶ所／１施工箇所		
						パイプ取付延長 L		設計値以上	１施工箇所毎		
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	9	1	路側防護柵工 （ガードレール）	基礎	幅　　w	-30	１ヶ所／施工延長40m 40m以下のものは、２ヶ所／１施工箇所。	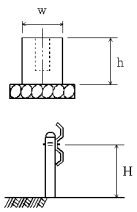	
							高　さ　h	-30			
						ビーム取付高 H		+30 -20	１ヶ所／１施工箇所		
						ビーム取付延長 L		設計値以上	１施工箇所毎		

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	9	2	路側防護柵工 （ガードケーブル）	基礎	幅　w	-30	１ヶ所／１基礎毎	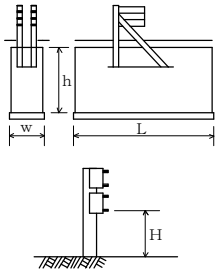	
						基礎	高さ h	-30			
						基礎	延長 L	-100			
						ケーブル取付高 H		+30 -20	１ヶ所／１施工箇所		
						ケーブル取付延長 L		設計値以上	１施工箇所毎		
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	10		区画線工	厚さ t （溶融式のみ）		設計値以上	各線種毎に、１ヶ所テストピースにより測定。		
						幅 w		設計値以上			
						延長 L		設計値以上	１施工箇所毎		
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	11		道路付属物工 （視線誘導標） （距離標）	高さ h		±30	１ヶ所／10本 10本以下の場合は、２ヶ所測定。	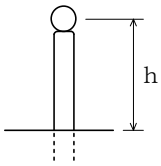	

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	9	2	路側防護柵工 （ガードケーブル）	基礎	幅　w	-30	１ヶ所／１基礎毎	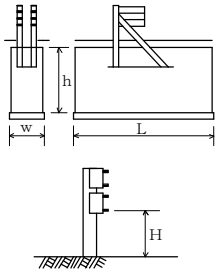	※ワイヤーロープ式防護柵にも適用する。
						基礎	高さ h	-30			
						基礎	延長 L	-100			
						ケーブル取付高 H		+30 -20	１ヶ所／１施工箇所		
						ケーブル取付延長 L		設計値以上	１施工箇所毎		
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	10		区画線工	厚さ t （溶融式のみ）		設計値以上	各線種毎に、１ヶ所テストピースにより測定。		
						幅 w		設計値以上			
						延長 L		設計値以上	１施工箇所毎		
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	11		道路付属物工 （視線誘導標） （距離標）	高さ h		±30	１ヶ所／10本 10本以下の場合は、２ヶ所測定。	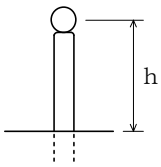	

-11-

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	14		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表―Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗布作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗布作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 １ロットの大きさは500㎡とする。		
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅　w	設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	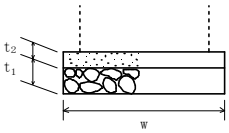	
						厚さ　t_1，t_2	-30			
						延　長　L	各構造物の規格値による			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	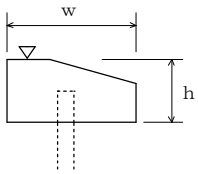	
						幅　w	-30			
						高　さ　h	-30			
						延　長　L	-200			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	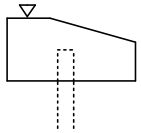	
						延　長　L	-200			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	14		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表―Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗布作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗布作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 １ロットの大きさは500㎡とする。		
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅　w	設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	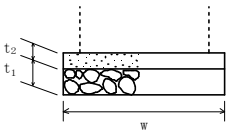	
						厚さ　t_1，t_2	-30			
						延　長　L	各構造物の規格値による			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	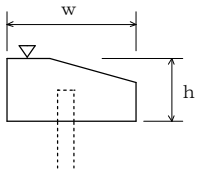	
						幅　w	-30			
						高　さ　h	-30			
						延　長　L	-200			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	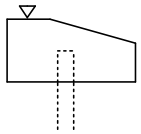	
						延　長　L	-200			

-16-

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規格値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	2		法面整形工（盛土部）	厚　さ　t		※－30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	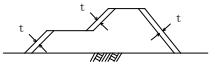	
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	3	1	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	法長 ℓ	ℓ＜10m	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	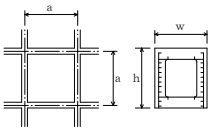	曲線部は設計図書による
							ℓ≧10m	-200			
						幅　　w		-30	枠延延長100mにつき１ヶ所、枠延延長100m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
						高　さ　h		-30			
						枠中心間隔 a		±100			
						延　長　L		-200	１施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	3	2	法枠工 （プレキャスト法枠工）	法長 ℓ	ℓ＜10m	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		
							ℓ≧10m	-200			
						延　長　L		-200	１施工箇所毎		

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規格値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	2		法面整形工（盛土部）	厚　さ　t		※－30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	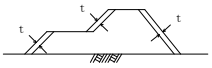	
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	3	1	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	法長 ℓ	ℓ＜10m	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	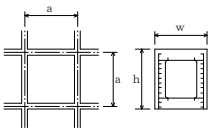	曲線部は設計図書による
							ℓ≧10m	-200			
						幅　　w		-30	枠延延長100mにつき１ヶ所、枠延延長100m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
						高　さ　h		-30			
						枠中心間隔 a		±100			
						延　長　L		-200	１施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	3	2	法枠工 （プレキャスト法枠工）	法長 ℓ	ℓ＜10m	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		
							ℓ≧10m	-200			
						延　長　L		-200	１施工箇所毎		

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規格値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	6		吹付工 （コンクリート） （モルタル）	法長 ℓ	ℓ＜３ｍ	-50	施工延長40ｍにつき１ヶ所、40ｍ以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	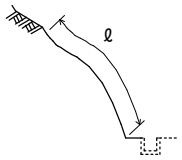	
							ℓ≧３ｍ	-100			
						厚さ t	ｔ＜５cm	-10	200㎡につき１ヶ所以上、200㎡以下は２ヶ所をせん孔により測定。	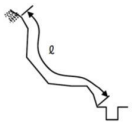	
							ｔ≧５cm	-20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50％以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延　　長　L		-200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	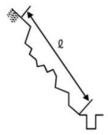	

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規格値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	6		吹付工 （コンクリート） （モルタル）	法長 ℓ	ℓ＜３ｍ	-50	施工延長40ｍにつき１ヶ所、40ｍ以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	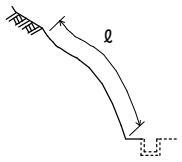	
							ℓ≧３ｍ	-100			
						厚さ t	ｔ＜５cm	-10	200㎡につき１ヶ所以上、200㎡以下は２ヶ所をせん孔により測定。	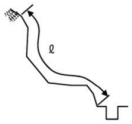	
							ｔ≧５cm	-20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50％以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延　　長　L		-200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	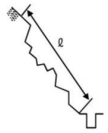	

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規格値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	7	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （種子帯工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長	ℓ＜５ｍ	-200	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（又は50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						ℓ	ℓ≧５ｍ	法長の－４％			
						盛土法長	ℓ＜５ｍ	-100			
						ℓ	ℓ≧５ｍ	法長の－２％			
						延　　長　Ｌ		-200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規格値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	7	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （種子帯工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長	ℓ＜５ｍ	-200	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（又は50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						ℓ	ℓ≧５ｍ	法長の－４％			
						盛土法長	ℓ＜５ｍ	-100			
						ℓ	ℓ≧５ｍ	法長の－２％			
						延　　長　Ｌ		-200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規格値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	7	2	植生工 （植生基材吹付工）	法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	-200	施工延長40ｍにつき１ヶ所、40ｍ以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ≧５ｍ	法長の－４％			
					（客土吹付工）	厚さｔ	ｔ＜５cm	-10	施工面積200㎡につき１ヶ所、面積200㎡以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。 検査孔により測定。		
							ｔ≧５cm	-20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延　　長　Ｌ		-200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規格値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	7	2	植生工 （植生基材吹付工）	法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	-200	施工延長40ｍにつき１ヶ所、40ｍ以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ≧５ｍ	法長の－４％			
					（客土吹付工）	厚さｔ	ｔ＜５cm	-10	施工面積200㎡につき１ヶ所、面積200㎡以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。 検査孔により測定。		
							ｔ≧５cm	-20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延　　長　Ｌ		-200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基　準　高　▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	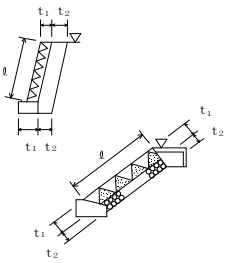	
						法長 ℓ	ℓ＜３ｍ	-50			
							ℓ≧３ｍ	-100			
						厚さ（ブロック積張） t_1		-50			
						厚さ（裏込）t_2		-50			
						延　　長　L		-200			
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基　準　高　▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	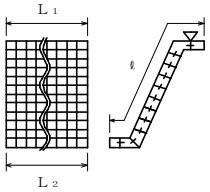	
						法　　長　ℓ		-100			
						延長　L_1，L_2		-200			
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基　準　高　▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	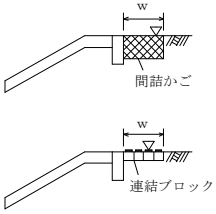	
						幅　　w		-100			
						延　　長　L		-200			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基　準　高　▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	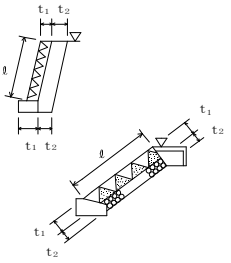	
						法長 ℓ	ℓ＜３ｍ	-50			
							ℓ≧３ｍ	-100			
						厚さ（ブロック積張） t_1		-50			
						厚さ（裏込）t_2		-50			
						延　　長　L		-200			
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基　準　高　▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	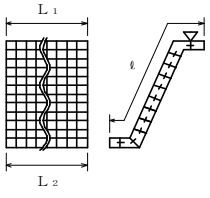	
						法　　長　ℓ		-100			
						延長　L_1，L_2		-200			
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基　準　高　▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	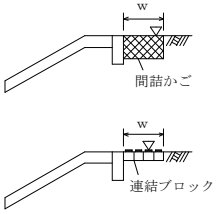	
						幅　　w		-100			
						延　　長　L		-200			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	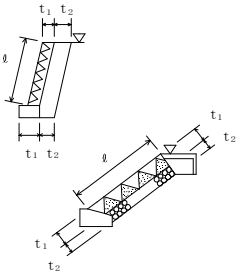	
						法長 ℓ	ℓ＜３m	-50			
							ℓ≧３m	-100			
						厚さ（ブロック） t_1		-50			
						厚さ（裏込） t_2		-50			
						延　長 L		-200			
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	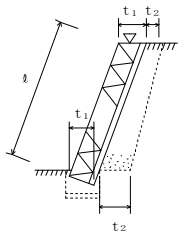	
						法長 ℓ	ℓ＜３m	-50			
							ℓ≧３m	-100			
						厚さ（石積・張） t_1		-50			
						厚さ（裏込） t_2		-50			
						延　長 L		-200			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	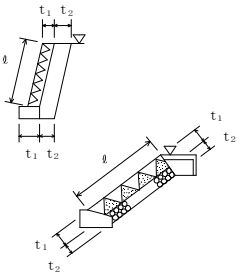	
						法長 ℓ	ℓ＜３m	-50			
							ℓ≧３m	-100			
						厚さ（ブロック） t_1		-50			
						厚さ（裏込） t_2		-50			
						延　長 L		-200			
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	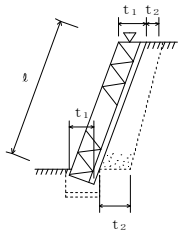	
						法長 ℓ	ℓ＜３m	-50			
							ℓ≧３m	-100			
						厚さ（石積・張） t_1		-50			
						厚さ（裏込） t_2		-50			
						延　長 L		-200			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000m²未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						厚　さ	-45	-45	-15				
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）(案)」」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする.		
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
									＊平均測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000m²未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						厚　さ	-45	-45	-15				
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする.		
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
									＊平均測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	2	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000m²未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	2	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊平均測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	2	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000m²未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	2	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊平均測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	3	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	3	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊平均測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	3	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	3	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊平均測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	4	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 加熱アスファルト安定処理工	厚　さ	-15	-20	-5		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	4	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 加熱アスファルト安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊平均測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	4	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 加熱アスファルト安定処理工	厚　さ	-15	-20	-5		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	4	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 加熱アスファルト安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊平均測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	5	アスファルト舗装工 （基層工）	厚　さ	-9	-12	-3		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-25	-25	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	5	アスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊平均測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	5	アスファルト舗装工 （基層工）	厚　さ	-9	-12	-3		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-25	-25	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	5	アスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊平均測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	6	アスファルト舗装工 （表層工）	厚　さ	-7	-9	-2		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 平坦性は各車線毎に車線縁から１ｍの線上、全延長とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						幅	-25	-25	—				
						平坦性	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	6	アスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
									＊平均測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	6	アスファルト舗装工 （表層工）	厚　さ	-7	-9	-2		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 平坦性は各車線毎に車線縁から１ｍの線上、全延長とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						幅	-25	-25	—				
						平坦性	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	6	アスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
									＊平均測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	1	コンクリート舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。	
						厚　さ	−45		−15				
						幅	−50		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	1	コンクリート舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 −15	+50 −15	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）（案）」」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする.	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 −15	+50 −15			
									＊平均測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	1	コンクリート舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。	
						厚　さ	−45		−15				
						幅	−50		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	1	コンクリート舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 −15	+50 −15	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする.	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 −15	+50 −15			
									＊平均測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	2	コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工）	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。	
						幅	-50		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	2	コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8 ＊平均測定値の平均		１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	2	コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工）	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。	
						幅	-50		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	2	コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8 ＊平均測定値の平均		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	3	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。	
						幅	-50		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	3	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8 ＊平均測定値の平均		１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	3	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。	
						幅	-50		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	3	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8 ＊平均測定値の平均		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	4	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層）	厚　さ	-9	-12	-3		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。	
						幅	-25		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	4	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3 ＊平均測定値の平均		１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	4	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層）	厚　さ	-9	-12	-3		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。	
						幅	-25		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	4	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3 ＊平均測定値の平均		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

-28-3-

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	5	コンクリート舗装工 （コンクリート舗装版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						平 坦 性	3mプロフィルメーター （σ）2.4mm以下 直読式(足付き) （σ）1.75mm以下						
									＊平均測定値の平均				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	6	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。		
						厚　さ	-45		-15				
						幅	-50		—				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	5	コンクリート舗装工 （コンクリート舗装版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						平 坦 性	3mプロフィルメーター （σ）2.4mm以下 直読式(足付き) （σ）1.75mm以下						
									＊平均測定値の平均				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	6	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。		
						厚　さ	-45		-15				
						幅	-50		—				

-29-1-

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	6	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工 （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 −15	+50 −15	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 −15	+50 −15			
									＊平均測定値の平均				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	7	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工	厚　さ	−25	−30	−8		幅は、延長40ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40ｍ以下の間隔で測定することができる。		
						幅	−50		—				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	6	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工 （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 −15	+50 −15	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 −15	+50 −15			
									＊平均測定値の平均				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	7	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工	厚　さ	−25	−30	−8		幅は、延長40ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40ｍ以下の間隔で測定することができる。		
						幅	−50		—				

-29-2-

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	7	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8 ＊平均測定値の平均		１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	7	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8 ＊平均測定値の平均		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	8	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。	
						幅	-50		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	8	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8 ＊平均測定値の平均		１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	8	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。	
						幅	-50		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	8	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8 ＊平均測定値の平均		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	

-30-

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	9	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	厚　さ	-9	-12	-3		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。	
						幅	-25		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	9	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3 ＊平均測定値の平均		１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	9	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	厚　さ	-9	-12	-3		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。	
						幅	-25		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	9	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3 ＊平均測定値の平均		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	10	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工）	厚　さ	-15		-4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上測定、幅は、延長40m毎に１ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から１ｍの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						幅	-35		—				
						平 坦 性	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより（σ）2.4mm以下。						
						目地段差	±２				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	10	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						平 坦 性	3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下						
									＊平均測定値の平均				
						目地段差	±２				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	10	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工）	厚　さ	-15		-4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上測定、幅は、延長40m毎に１ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から１ｍの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						幅	-35		—				
						平 坦 性	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより（σ）2.4mm以下。						
						目地段差	±２				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	10	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						平 坦 性	3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下						
									＊平均測定値の平均				
						目地段差	±２				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	2		路床安定処理工	基　準　高　▽	±50	延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。	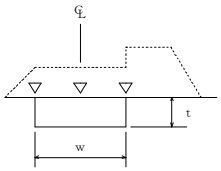	
						施工厚さ　t	-50			
						幅　w	-100			
						延　長　L	-200			
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	3		置換工	基　準　高　▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。	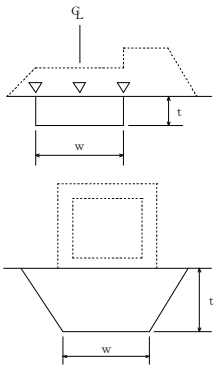	
						置換厚さ　t	-50			
						幅　w	-100			
						延　長　L	-200			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	2		路床安定処理工	基　準　高　▽	±50	延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。	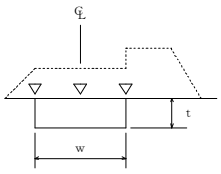	
						施工厚さ　t	-50			
						幅　w	-100			
						延　長　L	-200			
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	3		置換工	基　準　高　▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。	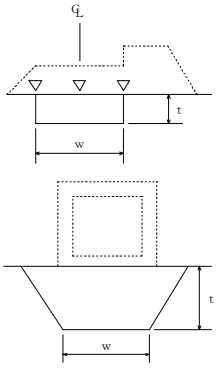	
						置換厚さ　t	-50			
						幅　w	-100			
						延　長　L	-200			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 （サンドマット海上）	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	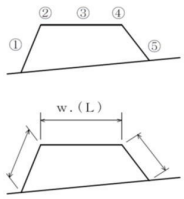	
						法長 ℓ	-500			
						天端幅 w	-300	w.（L）は施工延長40mにつき１ヶ所、80m以下のものは１施工箇所につき３箇所。 （L）はセンターライン及び表裏法肩で行う。		
						天端延長 L	-500			
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 （ICT施工の場合）	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	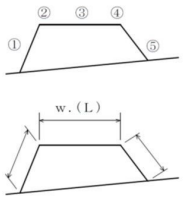	
						法長 ℓ	-500			
						天端幅 w	-300	「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理・中層地盤改良工事編）（案）」に記載の全体改良平面図を用いて端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）		
						天端延長 L	-500			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 （サンドマット海上）	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	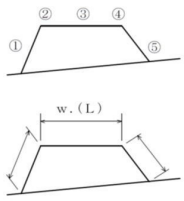	
						法長 ℓ	-500			
						天端幅 w	-300	w.（L）は施工延長40mにつき１ヶ所、80m以下のものは１施工箇所につき３箇所。 （L）はセンターライン及び表裏法肩で行う。		
						天端延長 L	-500			
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 （ICT施工の場合）	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	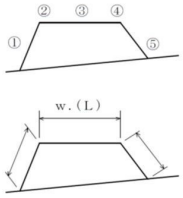	
						法長 ℓ	-500			
						天端幅 w	-300	「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」に記載の全体改良平面図を用いて端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）		
						天端延長 L	-500			

-33-1-

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	9	2	固結工 （スラリー撹拌工） 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー撹拌工)編)(案)による管理の場合」	基　準　高　▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	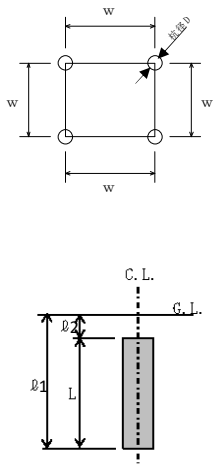	
						位置・間隔w	D／８以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						杭　　径　D	設計値以上	工事毎に１回 施工前の撹拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						深　　度　L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	9	3	固結工 （中層混合処理）	基　準　高　▽	設計値以上	1,000m3～4,000m3につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m3以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認（実測は不要）。	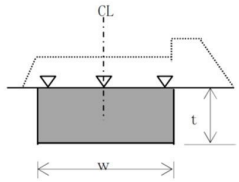	
						施工厚さ　　t	設計値以上			
						幅　　W	設計値以上			
						延　　長　L	設計値以上			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	9	2	固結工 （スラリー撹拌工） 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー撹拌工)編)(案)による管理の場合」	基　準　高　▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	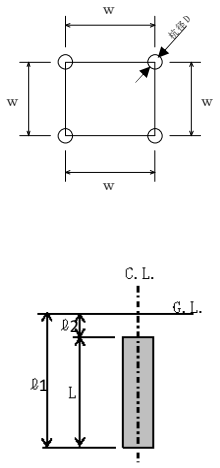	
						位置・間隔w	D／８以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						杭　　径　D	設計値以上	工事毎に１回 施工前の撹拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						深　　度　L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	9	3	固結工 （中層混合処理）	基　準　高　▽	設計値以上	1,000m3～4,000m3につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m3以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認（実測は不要）。	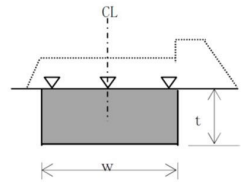	
						施工厚さ　　t	設計値以上			
						幅　　W	設計値以上			
						延　　長　L	設計値以上			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	4		井桁ブロック工	基　準　高　▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	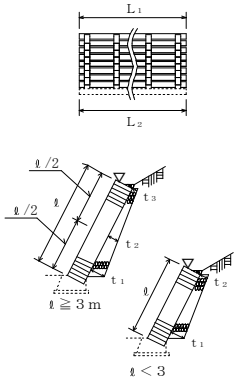	
						法長 ℓ	ℓ＜３m	-50			
							ℓ≧３m	-100			
						厚さ t_1，t_2，t_3		-50			
						延　長　L_1，L_2		-200	１施工箇所毎		
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	5		アンカー工	削孔深さ　ℓ		設計値以上	全数	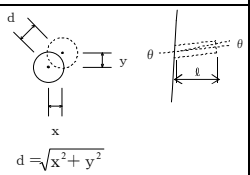	
						配置誤差　d		100			
						せん孔方向　θ		±2.5度			
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	6		側溝工 （プレキャストＵ型側溝） （Ｌ型側溝工） （自由勾配側溝） （管渠）	基　準　高　▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	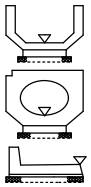	
						延　　長　L		-200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	4		井桁ブロック工	基　準　高　▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	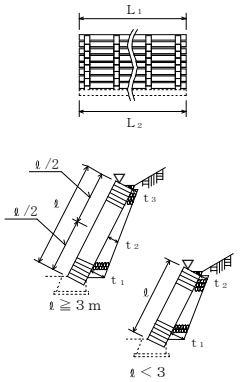	
						法長 ℓ	ℓ＜３m	-50			
							ℓ≧３m	-100			
						厚さ t_1，t_2，t_3		-50			
						延　長　L_1，L_2		-200	１施工箇所毎		
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	5		アンカー工	削孔深さ　ℓ		設計値以上	全数	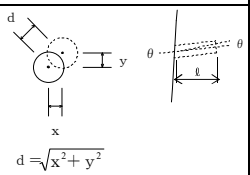	※鉄筋挿入工にも適用する。
						配置誤差　d		100			
						せん孔方向　θ		±2.5度			
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	6		側溝工 （プレキャストＵ型側溝） （Ｌ型側溝工） （自由勾配側溝） （管渠）	基　準　高　▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	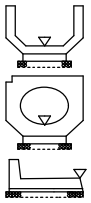	
						延　　長　L		-200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

-39-

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	7		現場打水路工	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	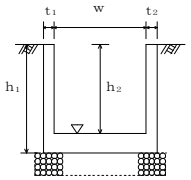	
						厚　さ　t_1，t_2	-20			
						幅　　w	-30			
						高　さ　h_1，h_2	-30			
						延　　長　L	-200	１施工箇所毎		
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	8		集水桝工	基　準　高　▽	±30	１ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合	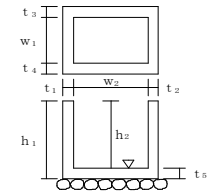	
						※厚さ　t_1～t_5	-20			
						※幅　w_1，w_2	-30			
						※高さ　h_1，h_2	-30			
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	9		暗渠工	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。 延長40m（又は50m）以下のものは１施工につき２ヶ所。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	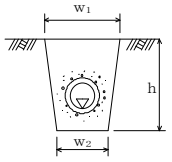	
						幅　w_1，w_2	-50			
						深　　さ　h	-30			
						延　　長　L	-200	１施工箇所毎 ただし、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	10		刃口金物製作工	刃　口　高　さ h（m）	±２…… h≦0.5 ±３…… 0.5<h≦1.0 ±４…… 1.0<h≦2.0	図面の寸法表示箇所で測定。	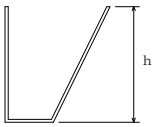	
						外周長Ｌ（m）	±(10+L/10)			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	7		現場打水路工	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	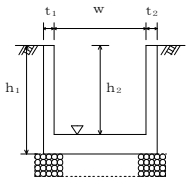	
						厚　さ　t_1，t_2	-20			
						幅　　w	-30			
						高　さ　h_1，h_2	-30			
						延　　長　L	-200	１施工箇所毎		
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	8		集水桝工	基　準　高　▽	±30	１ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合	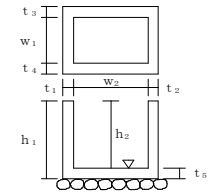	
						※厚さ　t_1～t_5	-20			
						※幅　w_1，w_2	-30			
						※高さ　h_1，h_2	-30			
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	9		暗渠工	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。 延長40m（又は50m）以下のものは１施工につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	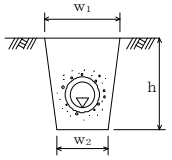	
						幅　w_1，w_2	-50			
						深　　さ　h	-30			
						延　　長　L	-200	１施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	10		刃口金物製作工	刃　口　高　さ h（m）	±２…… h≦0.5 ±３…… 0.5<h≦1.0 ±４…… 1.0<h≦2.0	図面の寸法表示箇所で測定。	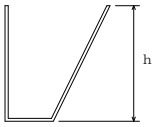	
						外周長Ｌ（m）	±(10+L/10)			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
３工事共通編	４共通施工	３海岸関係	1	2	浚渫船運転工 （グラブ浚渫船） （バックホウ浚渫船） （面管理の場合）		平均値	個々の計算値	１．３次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫）（案）」、「施工履歴ﾃﾞｰﾀを用いた出来形管理要領（河川浚渫）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 ３．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。		
						標高較差	±0以下	+400以下			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
３工事共通編	４共通施工	３海岸関係	1	2	浚渫船運転工 （グラブ浚渫船） （バックホウ浚渫船） （面管理の場合）		平均値	個々の計算値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 ３．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。		
						標高較差	±0以下	+400以下			

（旧）

出来形管理基準及び規格値　第３編　工事共通編

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	10		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ_1（mm）	b／500	軸心上全数測定。	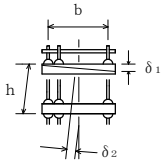	
							鉛直度 δ_2（mm）	h／500			
							高さ h（mm）	±５			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	11		仮設材製作工	部材	部材長ℓ（m）	±３……ℓ≦10 ±４……ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	12		床版・横組工	基準高 ▽		±20	基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で、１箇所当たり両端と中央部の３点、幅は１径間当たり３ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に１ヶ所測定。（床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		
						幅 w		0～＋30			
						厚さ t		－10～＋20			
						鉄筋のかぶり		設計値以上	１径間当たり３断面（両端及び中央）測定。１断面の測定箇所は断面変化毎１ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ		±10			
						鉄筋間隔		±20	１径間当たり３ヶ所（両端及び中央）測定。 １ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に２ｍの範囲を測定。		
							上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	13	1	伸縮装置工 （ゴムジョイント）	据付け高さ		±3	高さについては車道端部及び中央部の３点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に３ｍの直線定規で測って凹凸が３㎜以下	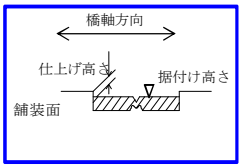	
						表面の凹凸		3			
						仕上げ高さ		舗装面に対し０～－２			

（新）

出来形管理基準及び規格値　第３編　工事共通編

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	10		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ_1（mm）	b／500	軸心上全数測定。	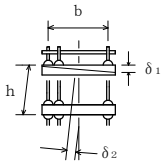	
							鉛直度 δ_2（mm）	h／500			
							高さ h（mm）	±５			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	11		仮設材製作工	部材	部材長ℓ（m）	±３……ℓ≦10 ±４……ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	12		床版・横組工	基準高 ▽		±20	基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で、１箇所当たり両端と中央部の３点、幅は１径間当たり３ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に１ヶ所測定。（床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		
						幅 w		0～＋30			
						厚さ t		－10～＋20			
						鉄筋のかぶり		設計値以上	１径間当たり３断面（両端及び中央）測定。１断面の測定箇所は断面変化毎１ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ		±10			
						鉄筋間隔		±20	１径間当たり３ヶ所（両端及び中央）測定。 １ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に２ｍの範囲を測定。		
							上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	13	1	伸縮装置工 （ゴムジョイント）	据付け高さ		±3	高さについては車道端部及び中央部の３点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に３ｍの直線定規で測って凹凸が３㎜以下	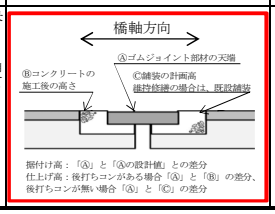	
						表面の凹凸		3			
						仕上げ高さ		舗装面に対し０～－２			

－48－

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	15		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅w1	－5～＋10	１径間当たり両端と中央部の３ヶ所測定。	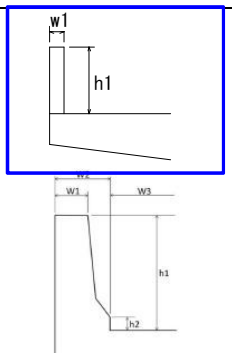	
						地覆の幅w2	－10～＋20			
						高さh1	－20～＋30			
						高さh2	－10～＋20			
						有効幅員w3	0～＋30			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	16		検査路工	幅	±３	１ブロックを抽出して測定。		
						高　　さ	±４			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	15		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅w1	－5～＋10	１径間当たり両端と中央部の３ヶ所測定。	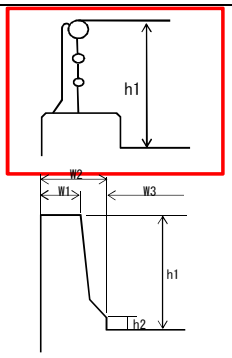	
						地覆の幅w2	－10～＋20			
						高さh1	－20～＋30			
						高さh2	－10～＋20			
						有効幅員w3	0～＋30			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	16		検査路工	幅	±３	１ブロックを抽出して測定。		
						高　　さ	±４			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	1	半たわみ性舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に１ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						厚　さ	-45	-45	-15				
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	1	半たわみ性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 −15	+50 −15	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 −15	+50 −15			
									＊平均測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	1	半たわみ性舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に１ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						厚　さ	-45	-45	-15				
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	1	半たわみ性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 −15	+50 −15	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 −15	+50 −15			
									＊平均測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	2	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	2	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊平均測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	2	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	2	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊平均測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	3	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	3	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊平均測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	3	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	3	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊平均測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	4	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	-15	-20	-5		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	4	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
									＊平均測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	4	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	-15	-20	-5		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	4	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
									＊平均測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	5	半たわみ性舗装工 （基層工）	厚　さ	-9	-12	-3		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25	-25	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	5	半たわみ性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊平均測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	5	半たわみ性舗装工 （基層工）	厚　さ	-9	-12	-3		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25	-25	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	5	半たわみ性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊平均測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	6	半たわみ性舗装工 （表層工）	厚さ	-7	-9	-2		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 平坦性は各車線毎に車線縁から１ｍの線上、全延長とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						幅	-25	-25	—				
						平坦性	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	6	半たわみ性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
									＊平均測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	6	半たわみ性舗装工 （表層工）	厚さ	-7	-9	-2		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 平坦性は各車線毎に車線縁から１ｍの線上、全延長とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						幅	-25	-25	—				
						平坦性	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	6	半たわみ性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
									＊平均測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	1	排水性舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に１ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						厚　さ	-45	-45	-15				
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	1	排水性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 −15	+50 −15	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 −15	+50 −15			
									＊平均測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	1	排水性舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に１ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						厚　さ	-45	-45	-15				
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	1	排水性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 −15	+50 −15	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 −15	+50 −15			
									＊平均測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	2	排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	2	排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-6	-10	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊平均測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	2	排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	2	排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-6	-10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊平均測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	3	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	3	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊平均測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	3	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	3	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊平均測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	4	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	-15	-20	-5		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	4	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊平均測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	4	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	-15	-20	-5		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	4	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊平均測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	5	排水性舗装工 （基層工）	厚　さ	-9	-12	-3		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25	-25	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	5	排水性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊平均測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	5	排水性舗装工 （基層工）	厚　さ	-9	-12	-3		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25	-25	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	5	排水性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊平均測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	6	排水性舗装工 （表層工）	厚さ	-7	-9	-2		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 平坦性は各車線毎に車線縁から１ｍの線上、全延長とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						幅	-25	-25	—				
						平坦性	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	6	排水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
									＊平均測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	6	排水性舗装工 （表層工）	厚さ	-7	-9	-2		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 平坦性は各車線毎に車線縁から１ｍの線上、全延長とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						幅	-25	-25	—				
						平坦性	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	6	排水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
									＊平均測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	29	1	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	-15	-20	-5		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	29	1	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊平均測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	29	1	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	-15	-20	-5		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	29	1	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊平均測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	29	2	グースアスファルト舗装工 （基層工）	厚　さ	-9	-12	-3		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25	-25	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	29	2	グースアスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊平均測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	29	2	グースアスファルト舗装工 （基層工）	厚　さ	-9	-12	-3		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25	-25	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	29	2	グースアスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									＊平均測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	29	3	グースアスファルト舗装工 （表層工）	厚　さ	-7	-9	-2		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 平坦性は各車線毎に車線縁から１ｍの線上、全延長とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						幅	-25	-25	—				
						平坦性	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	29	3	グースアスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
									＊平均測定値の平均				

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	個々の測定値（X） 小規模以下	10個の測定値の平均(X10) 中規模以上	10個の測定値の平均(X10) 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	29	3	グースアスファルト舗装工 （表層工）	厚　さ	-7	-9	-2		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 平坦性は各車線毎に車線縁から１ｍの線上、全延長とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						幅	-25	-25	—				
						平坦性	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	29	3	グースアスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
									＊平均測定値の平均				

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値(mm) 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値(mm) 平均の測定値（$\bar{X}$） 中規模以上	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	30	1	透水性舗装工 （路盤工）	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長40m毎に１ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚　さ	t＜15cm	−30	−10			
							t≧15cm	−45	−15			
						幅	−100		—			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	30	1	透水性舗装工 （路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	t＜15cm	+90 −70	−50 −10	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。		
							t≧15cm	±90	−50 −15			
						厚さあるいは標高較差	t＜15cm	+90 −70	−50 −10			
							t≧15cm	±90	−50 −15			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値(mm) 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値(mm) 平均の測定値（$\bar{X}$） 中規模以上	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	30	1	透水性舗装工 （路盤工）	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長40m毎に１ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚　さ	t＜15cm	−30	−10			
							t≧15cm	−45	−15			
						幅	−100		—			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	30	1	透水性舗装工 （路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	t＜15cm	+90 −70	−50 −10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。		
							t≧15cm	±90	−50 −15			
						厚さあるいは標高較差	t＜15cm	+90 −70	−50 −10			
							t≧15cm	±90	−50 −15			

−70−

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値(mm) 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値(mm) 平均の測定値（$\bar{X}$） 中規模以上	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	30	2	透水性舗装工 （表層工）	厚さ	-9		-3	幅は、片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１個コアーを採取して測定。ただし車道にてコアーを採取する場合は、その採取位置の横断方向にて、車道と同数採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-25		—			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	30	2	透水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20		-3	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。		

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値(mm) 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値(mm) 平均の測定値（$\bar{X}$） 中規模以上	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	30	2	透水性舗装工 （表層工）	厚さ	-9		-3	幅は、片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１個コアーを採取して測定。ただし車道にてコアーを採取する場合は、その採取位置の横断方向にて、車道と同数採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-25		—			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	30	2	透水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20		-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。		

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X）	規格値(mm) 平均の測定値（X）	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	33		オーバーレイ工	厚　さ　t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車線端及び車線の中心とする。 中央分離帯がない場合 2車線：5点 4車線：9点 中央分離帯がある場合 2車線：6点 4車線：10点 幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 平坦性は各車線毎に舗装縁から１ｍの線上、全延長とする。	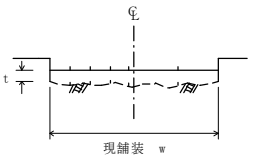 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						幅　　w	-25				
						延　長　L	-100				
						平坦性	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	33		オーバーレイ工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-3	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						平坦性	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
								＊平均測定値の平均			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	34		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上		全数測定		
						アンカーボルト定着長	―20以内 かつ ―1D以内		全数測定 D：アンカーボルト径（mm）		
						アンカーボルト長	設計値以上		全数測定		

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値(mm) 個々の測定値（X）	規格値(mm) 平均の測定値（X）	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	33		オーバーレイ工	厚　さ　t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車線端及び車線の中心とする。 中央分離帯がない場合 2車線：5点 4車線：9点 中央分離帯がある場合 2車線：6点 4車線：10点 幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 平坦性は各車線毎に舗装縁から１ｍの線上、全延長とする。	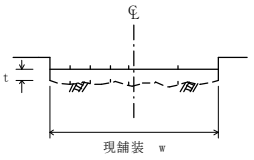 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						幅　　w	-25				
						延　長　L	-100				
						平坦性	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	33		オーバーレイ工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						平坦性	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
								＊平均測定値の平均			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	34		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上		全数測定		
						アンカーボルト定着長	―20以内 かつ ―1D以内		全数測定 D：アンカーボルト径（mm）		
						アンカーボルト長	設計値以上		全数測定		

-73-

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
4 河川編	1 築堤・護岸	5 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅　w	-30		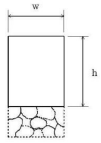	
						高　さ　h	-30			
4 河川編	1 築堤・護岸	8 水制工	8		杭出し水制工	基　準　高　▽	±50	1組毎	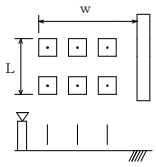	
						幅　w	±300			
						方　向	±7°			
						延　長　L	-200			
4 河川編	1 築堤・護岸	11 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深　t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。	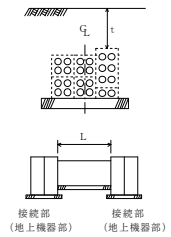	
						延長　L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
4 河川編	1 築堤・護岸	11 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高　▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合	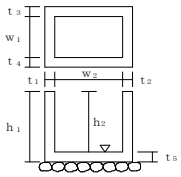	
						※厚さ t_1～t_5	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
4 河川編	1 築堤・護岸	5 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅　w	-30	「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	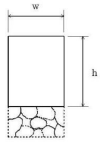	
						高　さ　h	-30			
4 河川編	1 築堤・護岸	8 水制工	8		杭出し水制工	基　準　高　▽	±50	1組毎	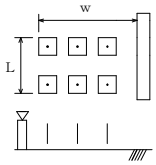	
						幅　w	±300			
						方　向	±7°			
						延　長　L	-200			
4 河川編	1 築堤・護岸	11 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深　t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。	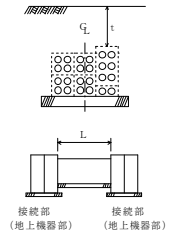	
						延長　L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
4 河川編	1 築堤・護岸	11 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高　▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合	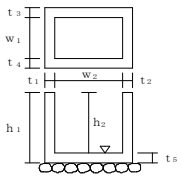	
						※厚さ t_1～t_5	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
5 海岸編	1 堤防・護岸	3 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工 （陸上施工）	基　準　高　▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	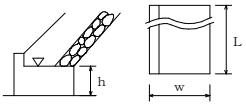	
						幅　　w		-30			
						高　　さ　h		-30			
						延　　長　L		-200			
5 海岸編	1 堤防・護岸	3 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基　準　高　▽		±50	ブロック個数40個につき１ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	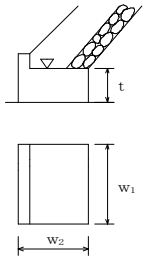	
						ブロック厚　t		-20			
						ブロック縦幅 w_1		-20			
						ブロック横幅 w_2		-20			
						延　　長　L		-200			
5 海岸編	1 堤防・護岸	4 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基　準　高　▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	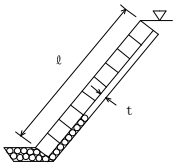	
						法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	-100			
							ℓ≧５ｍ	ℓ×（－２％）			
						厚　　さ　t		-50			
						延　　長　L		-200			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
5 海岸編	1 堤防・護岸	3 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工 （陸上施工）	基　準　高　▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	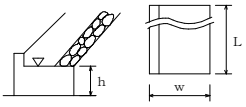	
						幅　　w		-30			
						高　　さ　h		-30			
						延　　長　L		-200			
5 海岸編	1 堤防・護岸	3 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基　準　高　▽		±50	ブロック個数40個につき１ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	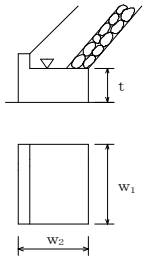	
						ブロック厚　t		-20			
						ブロック縦幅 w_1		-20			
						ブロック横幅 w_2		-20			
						延　　長　L		-200			
5 海岸編	1 堤防・護岸	4 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基　準　高　▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	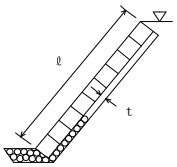	
						法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	-100			
							ℓ≧５ｍ	ℓ×（－２％）			
						厚　　さ　t		-50			
						延　　長　L		-200			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 海岸編	1 堤防・護岸	4 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	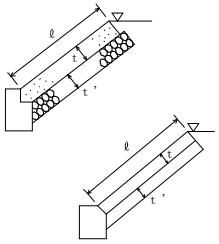	
						法長 ℓ	ℓ＜３m	-50			
							ℓ≧３m	-100			
						厚さ t	t＜100	-20			
							t≧100	-30			
						裏込材厚 t’		-50			
						延長 L		-200			
5 海岸編	1 堤防・護岸	6 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	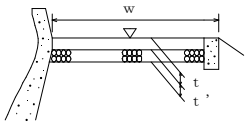	
						幅 w		-50			
						厚さ t		-10			
						基礎厚 t’		-45			
						延長 L		-200			
5 海岸編	1 堤防・護岸	7 波返工	3		波返工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	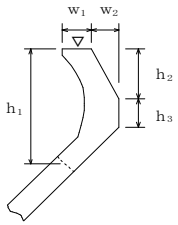	
						幅 w_1, w_2		-30			
						高さ h＜３m h_1, h_2, h_3		-50			
						高さ h≧３m h_1, h_2, h_3		-100			
						延長 L		-200			

（新）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 海岸編	1 堤防・護岸	4 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	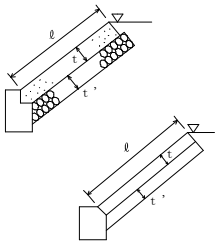	
						法長 ℓ	ℓ＜３m	-50			
							ℓ≧３m	-100			
						厚さ t	t＜100	-20			
							t≧100	-30			
						裏込材厚 t’		-50			
						延長 L		-200			
5 海岸編	1 堤防・護岸	6 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	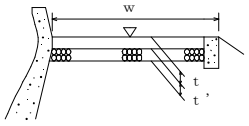	
						幅 w		-50			
						厚さ t		-10			
						基礎厚 t’		-45			
						延長 L		-200			
5 海岸編	1 堤防・護岸	7 波返工	3		波返工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	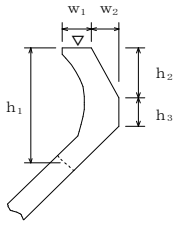	
						幅 w_1, w_2		-30			
						高さ h＜３m h_1, h_2, h_3		-50			
						高さ h≧３m h_1, h_2, h_3		-100			
						延長 L		-200			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規格値(㎜)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
7 道路編	2 舗装	4 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 なお、従来管理のほかに「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延　　長　L	-200	１ヶ所／１施工箇所 なお、従来管理のほかに「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
7 道路編	2 舗装	6 踏掛版工	4		踏掛版工	基　準　高	±20	１ヶ所／１踏掛版		
					（コンクリート工）	各部の厚さ	±20	１ヶ所／１踏掛版		
						各部の長さ	±30	１ヶ所／１踏掛版		
					（ラバーシュー）	各部の長さ	±20	全数		
						厚　　さ	—			
					（アンカーボルト）	中心のずれ	±20	全数		
						アンカー長	±20	全数		
7 道路編	2 舗装	8 標識工	4	1	大型標識工	幅　　w_1，w_2	-30	基礎一基毎	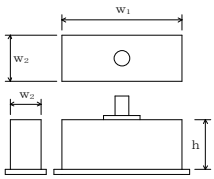	
					（標識基礎工）	高　　さ　h	-30			
7 道路編	2 舗装	8 標識工	4	2	大型標識工	設置高さ　　H	設計値以上	１ヶ所／１基	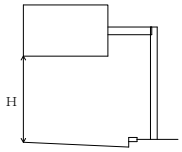	
					（標識柱工）					

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規格値(㎜)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
7 道路編	2 舗装	4 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延　　長　L	-200	１ヶ所／１施工箇所 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
7 道路編	2 舗装	6 踏掛版工	4		踏掛版工	基　準　高	±20	１ヶ所／１踏掛版		
					（コンクリート工）	各部の厚さ	±20	１ヶ所／１踏掛版		
						各部の長さ	±30	１ヶ所／１踏掛版		
					（ラバーシュー）	各部の長さ	±20	全数		
						厚　　さ	—			
					（アンカーボルト）	中心のずれ	±20	全数		
						アンカー長	±20	全数		
7 道路編	2 舗装	8 標識工	4	1	大型標識工	幅　　w_1，w_2	-30	基礎一基毎	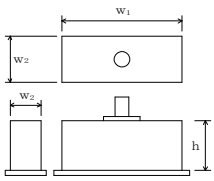	
					（標識基礎工）	高　　さ　h	-30			
7 道路編	2 舗装	8 標識工	4	2	大型標識工	設置高さ　　H	設計値以上	１ヶ所／１基	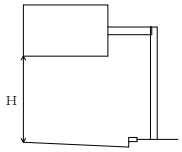	
					（標識柱工）					

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目			規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
7 道路編	3 橋梁下部	4 橋台工	8		橋台躯体工	基準高 ▽			±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」P237図―5.2.1箱抜きの標準形状による	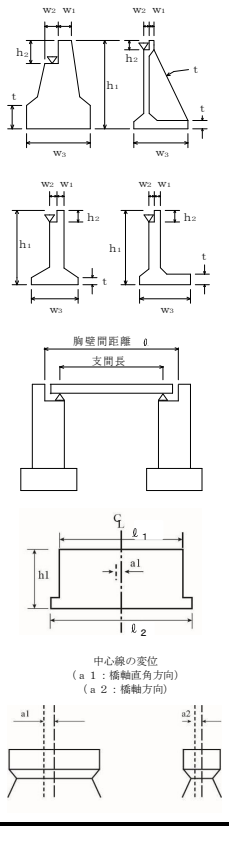	
						厚　さ　t			-20			
						天端幅 w_1（橋軸方向）			-10			
						天端幅 w_2（橋軸方向）			-10			
						敷　幅 w_3（橋軸方向）			-50			
						高　さ h_1			-50			
						胸壁の高さ h_2			-30			
						天端長 ℓ_1			-50			
						敷　長 ℓ_2			-50			
						胸壁間距離 ℓ			±30			
						支間長及び中心線の変位			±50			
						アンカーボルトの箱抜き規格値	鋼製支承	計画高	－20～＋10			
								平面位置	±20			
								ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1/50以下			
							ゴム支承	計画高	－20～＋10			
								平面位置	±20			
								ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1/50以下			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目			規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
7 道路編	3 橋梁下部	4 橋台工	8		橋台躯体工	基準高 ▽			±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」P237図―5.2.1箱抜きの標準形状による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編（試行）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）	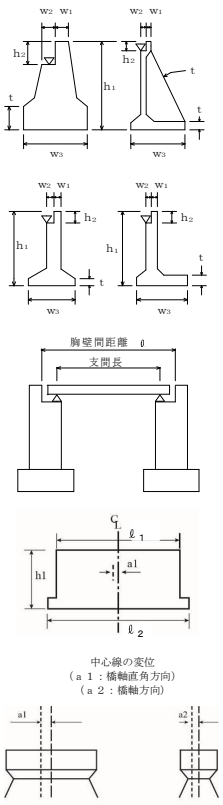	
						厚　さ　t			-20			
						天端幅 w_1（橋軸方向）			-10			
						天端幅 w_2（橋軸方向）			-10			
						敷　幅 w_3（橋軸方向）			-50			
						高　さ h_1			-50			
						胸壁の高さ h_2			-30			
						天端長 ℓ_1			-50			
						敷　長 ℓ_2			-50			
						胸壁間距離 ℓ			±30			
						支間長及び中心線の変位			±50			
						アンカーボルトの箱抜き規格値	鋼製支承	計画高	－20～＋10			
								平面位置	±20			
								ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1/50以下			
							ゴム支承	計画高	－20～＋10			
								平面位置	±20			
								ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1/50以下			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目			規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
7 道路編	3 橋梁下部	5 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 （張出式） （重力式） （半重力式）	基準高 ▽			±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」P237図―5.2.1箱抜きの標準形状による	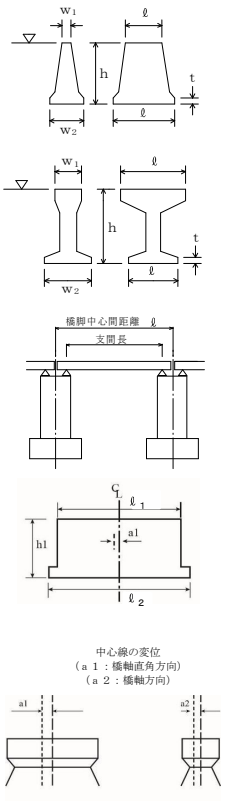	
						厚　さ t			-20			
						天端幅 w_1（橋軸方向）			-20			
						敷　幅 w_2（橋軸方向）			-50			
						高　さ h			-50			
						天端長 ℓ_1			-50			
						敷　長 ℓ_2			-50			
						橋脚中心間距離 ℓ			±30			
						支間長及び中心線の変位			±50			
						アンカーボルトの箱抜き規格値	鋼製支承	計画高	―20～＋10			
								平面位置	±20			
								ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1/50以下			
							ゴム支承	計画高	－20～＋10			
								平面位置	±20			
								ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1/50以下			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目			規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
7 道路編	3 橋梁下部	5 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 （張出式） （重力式） （半重力式）	基準高 ▽			±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」P237図―5.2.1箱抜きの標準形状による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編（試行）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）	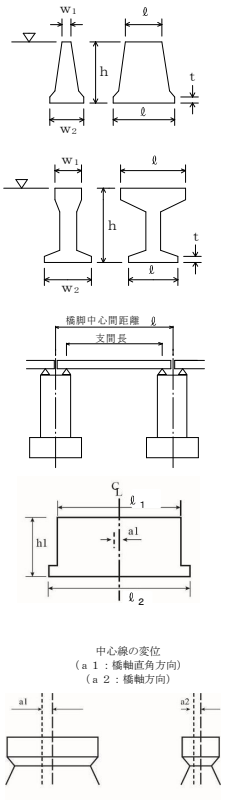	
						厚　さ t			-20			
						天端幅 w_1（橋軸方向）			-20			
						敷　幅 w_2（橋軸方向）			-50			
						高　さ h			-50			
						天端長 ℓ_1			-50			
						敷　長 ℓ_2			-50			
						橋脚中心間距離 ℓ			±30			
						支間長及び中心線の変位			±50			
						アンカーボルトの箱抜き規格値	鋼製支承	計画高	―20～＋10			
								平面位置	±20			
								ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1/50以下			
							ゴム支承	計画高	－20～＋10			
								平面位置	±20			
								ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1/50以下			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目			規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
7 道路編	3 橋梁下部	5 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 （ラーメン式）	基　準　高　▽			±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」P237図―5.2.1箱抜きの標準形状による	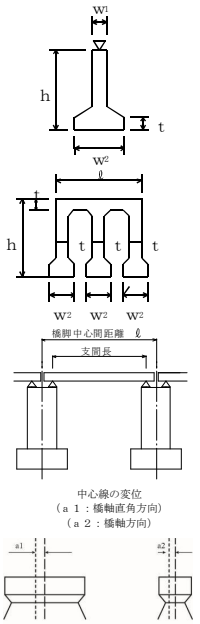	
						厚　さ　t			-20			
						天　端　幅　w_1			-20			
						敷　　幅　w_2			-20			
						高　さ　h			-50			
						長　さ　ℓ			-20			
						橋脚中心間距離　ℓ			±30			
						支間長及び中心線の変位			±50			
						アンカーボルトの箱抜き規格値	鋼製支承	計画高	－20～＋10			
								平面位置	±20			
								ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1/50以下			
							ゴム支承	計画高	－20～＋10			
								平面位置	±20			
								ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1/50以下			
7 道路編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 （Ｉ型・Ｔ型）	基　準　高　▽			±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	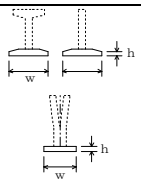	
						幅　　w （橋軸方向）			-50			
						高　さ　h			-50			
						長　さ　ℓ			-50			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目			規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
7 道路編	3 橋梁下部	5 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 （ラーメン式）	基　準　高　▽			±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」P237図―5.2.1箱抜きの標準形状による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編（試行）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）	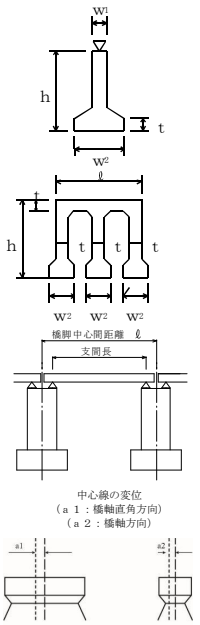	
						厚　さ　t			-20			
						天　端　幅　w_1			-20			
						敷　　幅　w_2			-20			
						高　さ　h			-50			
						長　さ　ℓ			-20			
						橋脚中心間距離　ℓ			±30			
						支間長及び中心線の変位			±50			
						アンカーボルトの箱抜き規格値	鋼製支承	計画高	－20～＋10			
								平面位置	±20			
								ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1/50以下			
							ゴム支承	計画高	－20～＋10			
								平面位置	±20			
								ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1/50以下			
7 道路編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 （Ｉ型・Ｔ型）	基　準　高　▽			±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	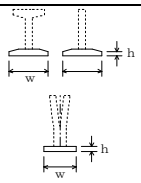	
						幅　　w （橋軸方向）			-50			
						高　さ　h			-50			
						長　さ　ℓ			-50			

（旧）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
7 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき１ヶ所。 (2) 厚さ (ｲ) コンクリート打設前の巻立空間を１打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ﾛ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて１打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ﾊ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに１ヶ所、(2)～(3)は100mに１ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、１トンネル当たり２ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の３分の１以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	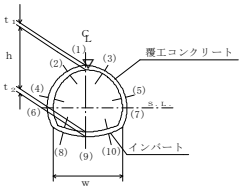	
						幅　w（全幅）	-50			
						高さh（内法）	-50			
						厚さ　t_1，t_2	設計値以上			
						延　　長　L	―			
7 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅　　w	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		
						厚　　さ　t	-30			

（新）

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値(mm)	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
7 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき１ヶ所。 (2) 厚さ (ｲ) コンクリート打設前の巻立空間を１打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ﾛ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて１打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ﾊ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに１ヶ所、(2)～(3)は100mに１ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、１トンネル当たり２ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の３分の１以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)トンネル工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	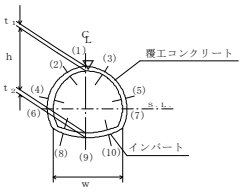	
						幅　w（全幅）	-50			
						高さh（内法）	-50			
						厚さ　t_1，t_2	設計値以上			
						延　　長　L	―			
7 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅　　w	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		
						厚　　さ　t	-30			

（旧）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m^{3}以上の場合は、50m^{3}ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果(供試体3本の平均値)は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回※。 なお、供試体は打設場所で採取し、1回につき6個（σ7･･･3個、σ28･･･3個）とする。 σ28 3個は公的機関等で強度試験早強セメントは必要に応じて1回につき３個（σ３）を追加で採取する。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 圧縮強度試験は、均しコンクリートを除く ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	

（新）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m^{3}以上の場合は、50m^{3}ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果(供試体3本の平均値)は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回※。 なお、供試体は打設場所で採取し、1回につき6個（σ7･･･3個、σ28･･･3個）とする。 σ28 3個は公的機関等で強度試験早強セメントは必要に応じて1回につき３個（σ３）を追加で採取する。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 圧縮強度試験は、均しコンクリートを除く ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書	

（旧）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
			コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	1回の試験結果(供試体3個の平均値)は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なお供試体は打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。 σ28 3個は公的機関等で強度試験	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 コンクリート舗装の場合には、曲げ強度試験を適用する。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、５m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が２５㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが３m以上の堰・水門・樋門を対象（ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない）とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	

（新）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。	
			コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	1回の試験結果(供試体3個の平均値)は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なお供試体は打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。 σ28 3個は公的機関等で強度試験		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、５m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が２５㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが３m以上の堰・水門・樋門を対象（ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない）とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	

（旧）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
11 路床安定処理工	施工	必須		または、 「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から１ｍ以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、１日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 ３．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ４．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 Ｇ023 [4]-288		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		

（新）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
11 路床安定処理工	施工	必須		または、 「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から１ｍ以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、１日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 ３．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ４．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 Ｇ023 [4]-288		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		

（旧）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
12 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 Ｓ046 [2]-16 (ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ)	設計図書による。	プルーフローリングでの不良箇所について実施。		
13 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である	
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である	
	施工	必須	改良対全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の**指示**による。	ボーリング等により供試体を採取する。 改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			土の一軸圧縮試験 （改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の**指示**による。	改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
14 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	２回（午前・午後）／日		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	練りまぜ開始前に試験は２回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験（多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 （JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験（１サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 （JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する１サイクル方式とする。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	

（新）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
13 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である	
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である	
	施工	必須	改良対全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の**指示**による。	ボーリング等により供試体を採取する。 改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			土の一軸圧縮試験 （改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の**指示**による。	改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
14 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	２回（午前・午後）／日		
			モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018	10～18秒 Pロート （グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる）	練りまぜ開始前に試験は２回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験（多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 （JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験（１サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 （JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する１サイクル方式とする。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	

（旧）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
14 アンカー工	施工	その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
15 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		○
		その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法 JIS A 1214 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-256突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 または、設計図書による。	500m³につき1回の割合で行う。但し、1,500m³未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	

（新）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
14 アンカー工	施工	その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
15 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		○
		その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法 JIS A 1214 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-256突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 または、設計図書による。	500m³につき1回の割合で行う。但し、1,500m³未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	

（旧）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
15 補強土壁工	施工	必須		または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JISA 1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や１層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m^{2}を標準とし、1日の施工面積が2,000m^{2}以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m^{2}未満:5点 ・500m^{2}以上1000m^{2}未満:10点 ・1000m^{2}以上2000m^{2}未満:15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と[redacted]の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、 「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から１ｍ以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、１日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 ３．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ４．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

（新）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
15 補強土壁工	施工	必須		または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JISA 1210）C・D・E法）。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m^{2}を標準とし、1日の施工面積が2,000m^{2}以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m^{2}未満:5点 ・500m^{2}以上1000m^{2}未満:10点 ・1000m^{2}以上2000m^{2}未満:15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と[redacted]の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、 「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から１ｍ以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、１日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 ３．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ４．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

（旧）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
20 道路土工	材料	その他	土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm： 舗装調査・試験法便覧[4]-256　突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JISA 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や１層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m^{3}につき１回の割合で行う。但し、3,000m^{3}未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m^{3}につき1回の割合で行う。但し、1,500m^{3}未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		

（新）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
20 道路土工	材料	その他	土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm： 舗装調査・試験法便覧[4]-256　突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JISA 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m^{3}につき１回の割合で行う。但し、3,000m^{3}未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m^{3}につき1回の割合で行う。但し、1,500m^{3}未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		

（旧）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
20 道路土工	施工	必須		または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・ B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の97%以上（締固め試験 （JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や１層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m^{2}を標準とし、1日の施工面積が2,000m^{2}以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m^{2}未満:5点 ・500m^{2}以上1000m^{2}未満:10点 ・1000m^{2}以上2000m^{2}未満:15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、再転圧を行うものとする。	
				または、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G023 [4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		

（新）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
20 道路土工	施工	必須		または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・ B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の97%以上（締固め試験 （JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A1210）C・D・E法）。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m^{2}を標準とし、1日の施工面積が2,000m^{2}以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m^{2}未満:5点 ・500m^{2}以上1000m^{2}未満:10点 ・1000m^{2}以上2000m^{2}未満:15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、再転圧を行うものとする。	
				または、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ３．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G023 [4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		

（旧）

（新）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
33 鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査 （芯材・ナット・プレート等）	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時		○
			定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9～22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルク又はモルタルとする場合	
			圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回 （3本/回）	定着材をセメントミルク又はモルタルとする場合	
		その他	外観検査 （芯材・ナット・プレート等）	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時		
	施工	必須	引き抜き試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。		
		その他	適合性試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。		

（旧）

品質管理基準及び規格値〔港湾・漁港〕

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
5） タイ材 タイロッド	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異状が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	特の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	監督員が承諾した図面	搬入時、全数	試験成績表（検査証明書）を提出	
	組立引張試験	特に適合していること。	特による。	特による。	特による。	試験成績表を提出	
5） タイ材 タイワイヤー	本体、付属品の化学成分、機械的性質	JISに適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	JIS G 3502 JIS G 3536 JIS G 3506 JIS G 3521	ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
	被覆材	特の規格に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	JIS K 6760	ロット毎	試験成績表を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異状が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	特の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	監督員が承諾した図面	搬入時、全数	試験成績表（検査証明書）を提出	
	組立品引張試験	特に適合していること。	特による。	特による。	特による。	試験成績表を提出	
6） 係留柱	本体、付属品の化学成分、機械的性質	JISの規定による。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	第10編第6章 表10－1	１溶解毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異状が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	特の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	第10編第6章図10－１～３及び表10―２～５	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

（新）

品質管理基準及び規格値〔港湾・漁港〕

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
5） タイ材 タイロッド	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異状が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	特の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	監督員が承諾した図面	搬入時、全数	試験成績表（検査証明書）を提出	
	組立引張試験	特に適合していること。	特による。	特による。	特による。	試験成績表を提出	
5） タイ材 タイワイヤー	本体、付属品の化学成分、機械的性質	JISに適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	JIS G 3502 JIS G 3536 JIS G 3506 JIS G 3521	ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
	被覆材	特の規格に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	JIS K 6760	ロット毎	試験成績表を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異状が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	特の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	監督員が承諾した図面	搬入時、全数	試験成績表（検査証明書）を提出	
	組立品引張試験	特に適合していること。	特による。	特による。	特による。	試験成績表を提出	
6） 係留柱	本体、付属品の化学成分、機械的性質	JISの規定による。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	第10編第10章 表10－1	１溶解毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異状が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	特の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	第10編第10章図10－１～３及び表10―２～５	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

（旧）

品質管理基準及び規格値〔港湾・漁港〕

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
7） 車止め（縁金物を含む）	本体、被覆材、付属品の化学成分、機械的性質	JISの規定による。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	第10編第6章表10－9	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外観	使用上有害な反り、溶接部の不良個所等がないこと。	観察	異状が認められないこと。	搬入時適宜		
	形状寸法	特の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	特による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
8） 電気防食陽極	陽極の種類 化学成分	承諾した品質に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	監督員が承諾した図面	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
	形状寸法	承諾図等の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	監督員が承諾した図面 各陽極の形状寸法の許容範囲±５％以内とする。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
	重量	承諾した品質に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認 計量器により測定	各陽極が重量の許容範囲は±２％以内とし取付総重量は陽極１個の標準重量の和を下回ってはならない。ただし、陽極１個の標準重量が30kg未満の陽極重量の許容範囲は±４％の範囲とする。	搬入時、適宜	工場の測定表を提出	

（新）

品質管理基準及び規格値〔港湾・漁港〕

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
7） 車止め（縁金物を含む）	本体、被覆材、付属品の化学成分、機械的性質	JISの規定による。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	第10編第10章表10－9	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外観	使用上有害な反り、溶接部の不良個所等がないこと。	観察	異状が認められないこと。	搬入時適宜		
	形状寸法	特の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	特による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
8） 電気防食陽極	陽極の種類 化学成分	承諾した品質に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	監督員が承諾した図面	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
	形状寸法	承諾図等の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	監督員が承諾した図面 各陽極の形状寸法の許容範囲±５％以内とする。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
	重量	承諾した品質に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認 計量器により測定	各陽極が重量の許容範囲は±２％以内とし取付総重量は陽極１個の標準重量の和を下回ってはならない。ただし、陽極１個の標準重量が30kg未満の陽極重量の許容範囲は±４％の範囲とする。	搬入時、適宜	工場の測定表を提出	